

# 介護老人保健施設 まくはりの郷

## 「無料低額施設利用事業」のご案内

社会福祉法第2条第3項に基づいて、経済的な理由により適切な介護等を受けられない方に対して、安心して施設での介護療養を受けて頂く為、無料又は低額で施設介護サービスを行う事業です。

- この制度を利用することが出来るのは、施設での介護療養が必要な状況にも関わらず、経済的な理由で介護費用の支払いが困難な方です。なお制度の利用に関しては、生活保護法による「最低生活水準」を基本として、一定の条件を定めております。
- まくはりの郷の支援相談員（ソーシャルワーカー）までご連絡下さい。  
ご利用を希望される方と面接をさせて頂き、諸条件の確認の上で、無料低額施設利用の申請をして頂きます。申請後、審査の上でご利用の可否を判断させて頂きます。  
また同時に公的制度等の活用に関しても並行して検討し、必要な支援を致します。

○対象となる費用は、当施設での長期入所に関する、施設介護サービス費に限ります。

○この制度利用の為の基準を満たしているかを判断させて頂くため、面接を通して、所得や資産、保険等の確認をさせて頂きます。ご了承下さい。



【 介護老人保健施設 まくはりの郷 】

(住所) 千葉市花見川区幕張町 5-405-2 (代表電話) 043-272-2000